

ひかり

光町民憲章

- 一、老人を敬い、子供を導き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましょう。
- 一、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。
- 一、教養を高め、互いに規律を守りましょう。
- 一、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

発行所 光町役場 電話 (04798) 4-1211(代)



ドロ沼の第十六回光町操法大会から

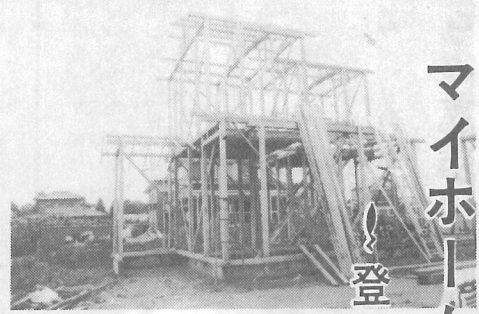


◎今月のおもな記事

- ・マイホームと税金
- ・ポンプ操法大会開催される
- ・上水道事業給水始まる

マイホームと税金

登録免許税！



れを登記する場合については、その住宅が次の要件にあてはまっていれば、税率はいずれも〇、二パーセント（※本年三月三十一日までに新築した住宅については〇、一パーセント）になります。

一、自分が住むための新築住宅であること。

二、新築後一年以内に登記される住宅であること。

三、床面積が一六五平方メートル以下（本年四月一日以後に新築された本造家屋については、一六五平方メートル以下で三〇平方メートル以上）の住宅であること。

土地や建物などの不動産を取得しますと、所有権の取得に関する登記をしますが、その登記の際にかかるのが登録免許税です。これは課税標準（通常は固定資産評価額）に税率を乗じて税額を算出し、登記申請時に納付することになっています。

なお、家を新築したり、建売業者などから新築住宅を購入し、その借入金などに対する抵当権の設定登記についても、その住宅が前

主な登録免許税

抵当権の設定	所有権の移転		登記官が認定した価額	課税標準	税率
	相続	贈与			
債権金額	固定資産税の評価額				
〇・四%	〇・六%	二・五%	五・〇%	〇・六%	

述の要件にあてはまっていれば、税率はやはり〇、二パーセント（※同）になります。

ただし、これらの特例は、登記をする際に、その住宅が前述の要件にあてはまっている旨の市町村長の証明書を、登記申請書に添付することが必要です。また、登記をした後では、これらの特例は受けられませんがご注意ください。くわしくは税務課へおたずねください。有線 二〇五〇一

地域福祉は私たちが

♠♠ボランティア募集!!

「福祉」、すでに私たちの生活の中にすっかりとけこんでいる言葉ですね。

わが国の社会福祉の発展は、めざましいものがあります。しかしこれからの福祉の向上は行政施策だけでは非常に困難です。行きとどいた福祉行政を推進するには、私たち一人一人の深い理解と積極的な協力がどうしても必要となっています。

一日のうち一時間でも、一か月のうち一日でも、一年のうち数回ならという方であっても、地域社会のため奉仕していただける方は厚生課福祉係へご連絡ください。有線二〇四一〇三

夏の防犯運動実施中

暑さにまげず 心にカギを!!

- 七月一日から八月三十一日まで夏の防犯運動を実施しています。暑さのため生活リズムの乱れや夏祭り等の開放感から防犯意識がうすらぎ、盗み、性犯罪、暴力行為や青少年の非行等が増加しますので、被害にあわないよう、また非行少年を出さないよう注意しましょう。
- 一、錠の取付は済んでいますか？
- 二、留守にする時は、隣近所に頼み合いますか？
- 三、お宅の事務所には、防犯ベルが設置してありますか？盗難に合わぬよう設置しましょう。
- 四、自転車には錠と名前を忘れず
- 五、携帯防犯ブザーは、駐在所に備付けしてあります。貸出しをしますので活用しましょう。
- 六、被害を受けたら早く届出しましょう。
- 七、青少年が非行に走るのを発見したら、警察署（駐在所）又は、防犯連絡員に連絡し早く補導しましょう。
- 八、無免許運転は絶対にさせるな錠は大人が責任をもって保管しましょう。
- 九、危険区域での水遊びは、やめさせましょう。

善意銀行預託者

皆さんから寄せられました善意に感謝申し上げます。

◎匝瑳歌謡クラブ

森 操他十名殿

・各種の会議等の余興に歌を披露し、楽しいふんいきを参加者全員に味わってもらったものです。

七月三十日に日吉小体育館で実施しました。

◎宮川二、八三四番地

林 新一 殿

給料の一部を金銭口座に預託してくださいました。

※このような貴重な善意の引出しを希望する方は、当銀行に備付けである引出し用紙にて、希望日の一週間前までに申し出てください。くわしくは厚生課内社会福祉協議会へおたずねください。

有線 二〇四一〇三



念願の県大会出場成る

第五分団・第一部
第七分団・第四部

東総地区ポンプ操法大会当町で開催!

苦節10年

第十七回東総地区ポンプ操法大会が、小型ポンプ十台、ポンプ自動車七台を集め七月二十七日光光中学校で行われました。各消防団を代表するチームばかりなので少しのミスもゆるぎない緊張した大会となりました。当消防団からは、



第七分団第四部

第五分団第一部



小型ポンプの部で第六分団第一部(作間内)第七分団第四部(白磯)ポンプ自動車の部で第五分団第一部(古屋)が出場し、光町消防団の統率力と団結をまざまざと見せつけ、厚かった東総の壁を打ち砕きみごと優勝の栄を勝ち取りました。関係者の顔には、汗とほこりにまみれて一滴の光るものが頬をつたわり喜びをわかちあっていました。成績は次のとおりです。

◎小型ポンプの部(東総支部) 優勝

第七分団第四部(白磯)

第十六回ポンプ操法大会行われる



消防団恒例の第十六回ポンプ操法大会が、七月十九日光光中学校で行われました。朝からの雨も演技開始時には、一段と激しくなり、全身ずぶぬれとなりながらも、良く健闘されました。

指揮者 川野 昌久
一番員 石橋 登
二番員 川島 成志
三番員 向後 憲治
六 位

◎ポンプ自動車の部(海匠郡支部) 優勝
第五分団第一部(古屋)
指揮者 渡辺 節夫
一番員 渡辺 公明
三番員 林 輝
四番員 越川 憲夫

各部で優勝したチームは八月二日に行われた県大会に出場し善戦しました。(関係記事は次号掲載)

◎小型ポンプの部

優勝 第六分団第一部(作間内)
二位 第七分団第四部(白磯)
三位 第七分団第一部(長塚)
四位 第五分団第三部(入)
五位 第八分団第二部(尾垂丘)
六位 第六分団第二部(篠原)

◎ポンプ自動車の部

優勝 第五分団第一部(古屋)
二位 第八分団第四部(辻)
◎分団優勝 第七分団
(写真は第六分団第一部)

電気は大切に使いましょう

スイッチを入れれば、いつでもどこでも使える電気———そうお考えの方、ちょっとお待ち下さい。電気の消費料は年々伸び続けこのままの状態ていくと、昭和六十年には現在のほぼ二倍にもなります。

電気を安定して供給するために電源開発に努力していますが、開発には長い期間がかかります。なかなか計画どおりに建設できないのが現状です。このままでは、数年先に電力ピンチがおとされるかも知れません。夏は一年中で電気がいちばん多

子どもと一緒にすべそう

子ども達は夏休みのプランを立てて、張りきっていることでしょうが、涼しい朝のうちに勉強する習慣をつけたいものです。夏の朝は気持ちいいもので、勉強の方も進むと思います。勉強の習慣から離れてしまうと、夏休み明けの九月になって苦労します。

夏休みの朝のひととき、子どものそばで母さんも一語に本などを読めれば幸せですね。

又、その日の楽しい出来事などを夕方のひとときに話し合うのも夏休みだからできることです。

量に使われる季節です。クーラーのきき過ぎ、冷蔵庫のひんぱんな開け閉め、電灯の消し忘れなどに注意し、電気を大切に使いましょう。

◎ルームエアコンについて

・取付場所は、日かげで風通しのよい所を選ぶこと。どうしても直射日光が当たる場所は、日よけを取りつけること。
・冷房時の室内温度は、外気温との差が摂氏四〜五度が最適です。冷しすぎは健康によくないばかりか電気のムダ使いになります。

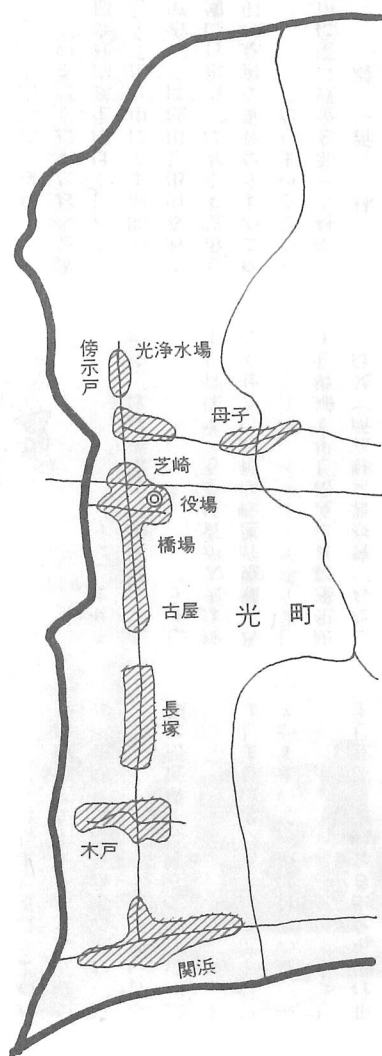
水道事業

給水はじまる

水道料金は 口座振替で

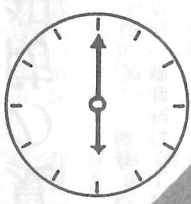
八匳水道企業団では、五十二年夏の給水開始を目標に工事を進めてきましたが、みなさんのご協力により予定どおり、七月二十一日から一部の地区で給水が開始されました。給水を開始した地区は、五十二年度給水区域の中で、ご家庭への分岐工事が早く終わった地区です。その他の地区は、現在宅地内の給水装置工事が急ピッチで進められておりますので今しばらくお待ち下さい。なお、給水申込納付金を未納の方は早くお支払くださるようお願いいたします。

又、宅地内の工事費用は、指定工事店へお支払いください。



千葉相互銀行八日市場支店	横芝支店
千葉銀行八日市場支店	横芝支店
千葉興業銀行八日市場支店	
銚子信用金庫八日市場支店	
東金信用組合八日市場支店	横芝支店
旭信用金庫千潟支店	横芝支店
光町農業協同組合	
千葉県信用農業協同組合連合会海匝支所	

水道料金のお支払いや、給水申込納付金のお支払いは便利な「口座振替制度」をご利用下さい。手続きは簡単ですので指定金融機関へ、印鑑を持参のうえお申し込みください。



午後六時は

小中学生の帰宅時間です

規則正しい生活をするため
時間を守ろう！

慶 弔

七月十五日現在受付(敬称略)

◎ご結婚

- 〈部 落・氏 名〉
- (白 磯) 川野文雄―田村 英子
- (長 塚) 吉田康伸―伊藤喜美枝
- ◎お誕生
- 〈部 落・赤ちゃん・父親・続柄〉
- (尾 垂) 伊藤美絵子 孝 長女
- (二 又) 越川正義 素夫 長男
- (篠 本) 大木ゆう子 秀夫二女
- (白 磯) 渡辺幸枝 重康 長女
- (古 屋) 林久美子 輝 二女
- (篠 本) 平山景子 昭男 長女
- (橋 場) 大木保徳 莊之助長男
- (小 田 部) 遠藤秀一 光夫 長男
- (富 下) 布施雄以知 光則二男
- (入) 鈴木紗織 博 二女
- (関) 椎名利香 芳春 長女
- (芝 崎) 佐久間康代 孝男長女
- (橋 場) 越川則子 一雄 二女

●おくやみ

- 〈部 落・氏 名・性別・年齢〉
- (芝 崎) 土屋 さた 女 79才
- (長 塚) 吉田 すい 女 60才
- (長 塚) 藤田 駒蔵 男 71才
- (関) 小川 正 男 22才
- (原 方) 鈴木 進 男 66才
- (原 方) 鈴木 たま 女 58才
- (白 磯) 向後 稔 男 30才
- (白 磯) 小倉 はま 女 86才
- (関) 伊藤 きよ 女 70才
- (篠 本) 椎名 清 男 77才

町 の 状 況

< 7 月 1 日 現 在 >

人口	男	5,740	(- 1)
	女	5,897	(+ 2)
	計	11,637	(+ 1)
世帯		2,794	(+ 1)
		()	内は前月比

広報室から

広報室では、皆さんからの投稿をお待ちしております。
あなたの身近な問題や、家庭内のこと等、ささいなことでも連絡くだされば取材に参ります。広報紙は、皆さんによって作られるものです。投稿をお待ちしております。連絡は広報室へおねがいします。有線 二一四一〇一

ひかり 議 会 だ よ り

六月定例会

青色申告の町宣言

外二議案を可決

昭和五十二年六月定例会は、六月二十二日午前九時に召集され、町長提出議案三件、請願一件、議員提出の意見書一件、陳情一件を何れも原案通り可決、採択され、午後一時五十八分に閉会いたしました。

◆議案第一号 専決処分の承認
を求めることについて
本案は、県営圃場整備事業の一環として舗装工事が完了した通称通学道路の水道管伏設が急がれてきたため、県土木事務所、土地改良事務所及び町との協議により、町が町道認定をすることが最も事務手続が簡便であるとの結論に達したので専決処分により認定を行なうものです。

◆議案第二号 八匝教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
現匝岡武教育委員会委員が六月二十二日付をもって任期満了となりますので、再度任命いたしたく同意を求めます。

◆請願第二号 青色申告宣言の町に関する請願について
この請願は、光町青色申告会長光町商工会長等八団体の代表から出されたものです。

光町では、個人事業で六十四パーセント、法人で七十八パーセント、農業では五十六名の方が青色申告をしており、更に一層税知識の向上と納税思想の高揚を旨とし「青色申告の町」宣言を願う声が強まっているので実現していただくようにという主旨のものであり賛成者多数で採択されました。

◆意見案第一号 北方領土復帰促進に関する意見書
この意見書は、加瀬正男議員が提出議員で、平山静雄、大木源治、椎名定司・布施新郎・小川泰広の各議員の賛成により出されたもの

◆意見案第二号 収入役の選任について
本案は、伊藤隆夫収入役が、五月十八日で任期満了になるのでその後任を選任するもので次の方が選ばれました。

◆議案第一号 収入役の選任について
本案は、伊藤隆夫収入役が、五月十八日で任期満了になるのでその後任を選任するもので次の方が選ばれました。

◆議案第二号 八匝水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
八匝水道企業団の事務所の位置を、五月二十五日から八日市場市生尾十番地に変更するためのものです。

本陳情は、青少年健全育成の要諦となっているスポーツ振興に必要なスポーツ広場、特に野球場の設置を要望したもので、木戸八〇一二番地、伊橋虎雄氏外九十六名の方より提出されました。

野球場の適地としては、木戸海岸の駐車場、尾垂海岸の空地を候補にあげており、夏季シーズン終了後、スポーツ施設として活用したいということでありまして、採択された後町長宛に、この実現に努力するように要望いたしました。

◆陳情第二号 野球場設置要望の陳情について
大正11、9、1生

五月臨時会

収入役に実川氏



昭和五十二年第三回臨時会は、五月十一日午前十時に召集され、町長提出議案三件を何れも原案通り可決し、午前十一時三分に閉会いたしました。

◆議案第一号 収入役の選任について
本案は、伊藤隆夫収入役が、五月十八日で任期満了になるのでその後任を選任するもので次の方が選ばれました。

◆議案第二号 八匝水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
八匝水道企業団の事務所の位置を、五月二十五日から八日市場市生尾十番地に変更するためのものです。

◆議案第三号 町道光四号線特殊改良四種工事の請負契約締結に関するもの

契約の方法	随意契約
契約の相手方	木戸三九九七六株式会社 畔蒜工務店
契約金額	一八四〇万円
工期	五月十七日～八月二十九日

町長挨拶

昭和五十二年度も第二、四半期を迎えようとしており、厳しい経済環境の中にもかかわらず皆様方の御尽力、御協力によりまして町政も順調に推進されておりますことは、誠に御同慶の至りであり、現在我が国の経済、社会環境は大きく変化し景気は依然として停滞を続けて居ります。

この為、国・地方を通じてその財源は、深刻な影響を受けるに至り、地方財政は臨時応急的な対策により危機の回避が図られているのが現状であります。

しかしながら住民生活に直結する地方自治体は、生活環境施設の整備を始め、地域産業の振興、社会保障の充実など住民の福祉の向上と生活の安定のため積極的且長期的展望を持った施策を進めて行かなければなりません。

そこで国に対しては多年にわたる果し得なかつた行政事務の再配分或は地方交付税率の引上げ超過負担の解消等懸案の解決に意欲的に取り組んでゆかなければなりません、現在の財源不足の状態が地方だけの問題でなく国の一般会計においても五十一年度で、三兆七千億円の赤字特例公債を発行している事情からして簡単に交付税率

の変更が実現出来るとは考えられませんので、町自体においても発想の転換を図り、創意工夫により当面の財政難は勿論、長期的視野に立って行政運営の健全化につとめる所存であります。

具体的には、公私にわたる生活事務の改善合理化と自主財源の確保のためあらゆる努力を続けると共に、行政サービスと受益の関係等の見直しをして、国、県、市町村の行政主体として負うべき責任

一般質問

空港関係

公害対策を

(問)

成田空港の年内開港に際し、町の空港騒音公害対策につき、どのような施策があるのか伺いたい。このまま年内開港された場合、当町は航空公害の中に放り出される環境は破壊される結果になり、はしなく心配する声がある。前にも騒音対策について質問したが、そのときには、当町は、騒音地域には入っていないが、将来必要が生じた場合善処するということであった。その後、公団及び政府に対してどのような対策でいるのか。どのように進展している

と当然負うべき適正な住民負担については十分理解して頂き、自治意識の向上につとめたいと思えます。

現在町では生活改善合理化を進める為、推進委員会を結成し全町民よりアンケート調査を実施する等、具体的作業に入っておりますので、今後共生活改善推進のためよろしく御指導、御協力をお願い致しまして御挨拶と致します。

か。

(一) 東陽小学校と横芝小学校の空間の直線距離は、約二キロ内外と思われる。横芝小学校は、完全防音対策施設が完成しているのに対し、東陽小学校が無防音施設では授業に困るのではないか。東陽小学校舎は、老朽化しているので、これにつきどのように考えているか。

(二) 他市町では、開港前の諸条件を、公団及び政府に対して申請しているようであるが、当町はどのような考えなのか。

(三) 前回答弁申し上げました当時とあまり変わっておりません。騒音区域には入っていないということ、光町は、騒音公害があれば

考えるということは、当時と全く同じです。

(二) 滑走路の直線から相当離れておりますので、横芝とは事情が違います。

町としましては、二千五百メートルの滑走路を使用するようになった場合に影響が及びはしないかと考えており、この問題に決して無関心な訳ではありません。影響等をよく考えて、騒音にひっかけて、少しでも早く校舎を改築するよう努力したいと考えております。

(三) 現在あらためて申し出はしておりません。しかし、影響が全くないと云い切れませんので、現在調査検討中ですが、今後関係機関に働きかけをして行きたいと考えております。

騒音対策を

(問)

空港の騒音問題について伺う。内閣と空港公団は、十一月開港を発表しているが、現在燃料輸送騒音問題等開港以前の問題が山積している。これら住民や関係自治体からの要望に責任ある対策を示さずに見切発車することは認められない。諸問題の解決策と見直しについて政府・公団・住民自治体との合意が不可決のものであると思う。

当町の場合、騒音対策が一番問題になる訳である。A滑走路を発着する飛行機は、横芝上空をコースにする予測されるが、この飛行コースでは当町の場合八十から七十ホーンの騒音区域に入ると思う。

前にも質問したが、その後空港騒音の調査研究をどのようにしているのか。

飛行コースも公式には発表されていないが、四千メートルのA滑走路を利用する飛行機は、洋上まで直進上昇させること、光町上空を飛ばさせないよう、開港前に政府、公団に対して約束をとりつけることが必要だと考える。

当町の将来にとって、空港問題は避けて通れない問題であると思われるので、空港対策特別委員会を設けるよう提案する。

(答)

テスト飛行は、七月中にやる予定だそうですのでそれにより結果が出ると思えます。その結果により町としても対策を考えたいと思えます。

光町の上港を飛ばさせないという事は無理かと思えます。飛行コースは、いろいろ決っているようですが、風向きによって進路も変わってくる訳です。その場合、騒音公害があれば十分な保障をいただくといいことです。町としては、空港開港に賛成してお

りますので、光町の上空を飛ばさ
せないということは、まちがいで
はないかと考えております。空港
が日本の公益上、あるいは国際的
にも日本の発展のために、どうし
ても必要であるということであ
れば賛成せざるを得ないし、その為
の公害というものは、なるべく避
ける努力は致しますが、絶対に光
町の上空を飛ばさないという事は
申し上げ兼ねると考えております。

空港対策特別委員会については
時期が熟してまいりまして必要に
なれば作りたいと思っております。

(問)

光町は、騒音区域に入っていない
ので、飛んでみてから対策を考
えるというが、そういう消極的な
姿勢ではなく、まず飛行コースの
発表を要求し、テスト飛行をさせ
ることである。政府は七月にテス
ト飛行をするというが、住民本意
の観点で対処していただきたい。
飛行機の騒音は、他の騒音と違
って逃げ場がないので、光町とし
ては、飛行コースを飛び、光町の

上空は飛ばないように要求するこ
とが大事だと思う。

夜間飛行について、国では羽田
並にするというが、結局無制限に
近いものであるから止めさせなけ
ればならない。特に農村地帯に住
み慣れた人々は、夜間に四十ホー
ン以上あると寝つきが悪くなる
といわれているので尚更である。

空港問題対策委員会は、必要
なら作るという消極的な姿勢では
なく、近隣市町を見習って政府、公
団への要求等住民の側に立った姿
勢が大事だと思うので、早急に作
ることを要求する。

(答)

騒音対策につきましては、住民
側に立ちまして十分検討して行く
つもりです。特別対策委員会につ
きましては、A滑走路の騒音区域
から、かなり離れている訳です。
B滑走路を使用するということ
になります、あるいは飛行コース
が近づくことと騒音も考え
られますので、その辺も十分検討
したいと思っております。

工場関係

工業団地の

その後とは？

(問)

篠本工業団地について伺う。
この団地に建設される工場を日

うことであったが、その話し合い
の結果はどうであったか。

町は工場誘致についてどのよう
に考えているか。

(答)

小川台部落としましては、地域
の排水に困らないようにという条
件をつけて、前よりは非常に譲歩
した態度でありました。会社側の
方にも十分検討するように指示し
てございます。

町としましては、皆さんで視察
していただいた結果、公害がない
ということですので誘致をするつ
もりでございませぬ。

やはり住民雇用の拡大にもなり
ますし、町にも税金が入って来る
ということ、公害のない工場
ですので歓迎したいと思ってお
ります。

工場進出を

どう考えるか

(問)

横芝町栗山の新日本高压コンク
リート株式会社宮川地先に進出
を計画し、土地利用法に基づいて
手続きを進めているようである。
この会社は、町が誘致を勧めてい
るものであるか。また、三ヘクタ
ールの敷地をもって創業するとい
う計画のようであるが、地域住民
の開発に対する意見と公害規制を
含めた行政指導について町はどの

ように考えているのか。

(答)

新日本高压コンクリートの進出
は、町が誘致しているものではご
ざいませぬ。会社が進出を希望し
そのような計画をもっているよう
です。町としましては、排水とか
騒音が県の指定基準に合致してい
れば進出に同意するものです。

地域住民の雇用等農外収入を得
るために、公害のない工場であ
れば皆さんのためにも、また町の歳
入増のためにも歓迎すべきです。

(問)

工場が進出することになると、
排水問題や地下水の汲み上げ、騒
音、原料の廃棄物等住民の被害が
考えられる訳である。

その他

町有地取得

処分について

(問)

町有地の取得及び処分管理につ
いて伺いたい
(一) 白浜小学校の体育館敷地の取
得についての説明を求めます。現在
の名義は誰か。面積及び地目は何
になっっているか。
この土地は、東陽工区の調整地
であるそうだが、個人名義の場合
換地精算金等はどうなっているの
か。町の名義にするための契約は

住民は、静かな安心して暮せる
環境の防衛に、主権者としての要
望運動をせざるを得ないという訳
である。この工場進出にしても、
着工までに県や町、あるいは国へ
の書類申請が必要になる訳である
から、このチェックはもとより関
係住民に生の状況を知らせて行く
ということが必要ではないか。

(答)

関係住民に十分納得していただ
いてから進出していただくよう努
力します。尚、地下水等は使用し
ないそうですから付近の住民の生
活に大きな影響はないと思いま
す。計画の書類が出た上で住民に
迷惑のわからないチェックは必要
だと思っております。

どうなっているのか。
(二) 篠原のし尿処理場予定地を買
取し、売却したそうであるが、買
取価額と売却価額はいくらか。現
在の所有者は誰か。
又、整理を終えた優良農地であつ
たのだから、し尿処理場を作ると
いうことで好意的に努力してくれ
た人に返した方が良かったのでは
ないか。何故他の人に売ったのか
(三) 現在のし尿処理場用地の買取
は、実面積か、台帳面積か。又、
買取価額はどの位であったのか。
長塚には他に比べて安く買収され
たという人もいるが、経過を説明

願いたい。

前の役場の処分等を考えても、取得は安く、処分は住民に少々の迷惑がかかっても高くという姿勢は誤である。町民の為になるような払い下げをすることが必要ではないか。

(四) 町道は、町有地になっているのと国有地になっているのがあると思うが、町道は全部町有地にしておいた方がメリットがあると思う。町道を町有地にする意志はあるか。

(答)

(一) 体育館につきましては、地元からの強い要望があり建設した訳です。敷地も買収するのが建前でしたが、圃場整備の調整地です。法的に不可能であったということです。現在白浜小学校の体育館が建っている所は、建坪が四百二十一平方メートル、敷地は四百四十三平方メートルで光町の名義になっております。その他の約三千平方メートルは、鶴ノ沢陽一さん外三名の方に名義を持っていただけいております。本換地の登記が終了次第、光町に所有権の移転をするということ、四人の方と町が工区長さんの立会の上、文書を取り交わしております。負担金については町の方で支払っております。精算金につきましても余分に持っていたら、迷惑がかかった訳です。ですので支払ってございます。

(二) この土地は、し尿処理場の予定地として東総衛生組合に肩代りして光町が取得したものです。面積は、五千九百八十八平方メートルで買収価額は千六百三十万八千円です。ところが、ここに建設出来ませんでしたので、全額借入金で賄った関係上、町にもそれだけの余裕がございませんし処分した訳です。四十七年九月の定例議会に提案し、同意を得て、横芝町の青柳不動産に千八百四十五万五千円で売却し現在の所有者は銚子市の辻野商店で地目は雑種地です。

旧地主に返還ということですがこの契約にあたっては、特約条項はございませんでしたので、議会の議決を経て処分したものです。

(三) 現地の水田は、未整理地区ということ、二名の方より十アール当り百万円で買収しております。別荘造成地は、当時の不動産会社等の買収事例に鑑みまして、造成費を考慮し坪一万五千円で買っております。

国有地については、当時河川敷になっておりました土木でも米の生産調整の関係で、今後作付することは許可しないという方針でありました。しかし、町と東総衛生組合では、今までの作付に対する補償という形で出さざるを得ないという感覚で、十アール当り三十万円を出してございます。進入路については、十三名の方

より坪一万三千円で買収させて頂いております。

水田の代替地につきましては、作間内の整備地区を、七名の方より反当り百二十万円で買収しております。

買収価額に著しい差があるのではないかという御指摘ですが、以上のように地目や状況、場所等によって変わっております。しかし、同一物件での差はございません。実測かどうかということにつきましては、地主さんに有利な方ということ、多い方の面積で買収しております。

旧役場跡地については、規定に従い競争入札したものです。

(四) 国有地を無料で使えるのに、わざわざ費用をかけて町道にする必要はないと思います。かえってデメリットがあるのではないかと考えられます。

通学道路の

整備を

(問)

南条小学校の通学路の整備について伺う。

この道路は、先般舗装になった駒形線から、山の中を南条小学校に通じる通学道路である。現在碎石が敷かれているが、坂が非常に急で小学生の登、下校には不都合な状況であり、父兄も先生方も一刻

も早く整備されることを願っている。雨が降ると滑ったり、両側が山のため木の枝が路上を被っているので、夕方になると大人でも不安に襲われる状況にある。その上防犯灯が一つもないということも大きな問題であると思う。早急に整備されることを要望し当局の見解を伺う。

(答)

あの道は、雑草や木の多いところもありますので、出来るだけこれを整備し、なるべく改良して登下校に不便のないようにしたいと思います。防犯灯につきましては通学路です。夜間生徒が通るのは稀ではないかと思えますし、尚十分検討してみたいと思います。

町営球場の

設置について

(問)

町営野球場の増設について伺う。

町内には、登録されたチームだけでも三十六チームあるのに球場が一ヶ所しかないため、思うように練習も出来ない状態である。

先般スポーツの町と云うことでテレビ放送もされているが、スポーツの町らしく施設整備には当局の格段の努力があると思う。青少年の健全育成という点でも必要ではないか。球場の適地はある訳であるので契約等によって借り受け

等、実現されることを望む。

(答)

この件については、陳情書等も出ておりますので、なるべく新設出来るよう努力するつもりです。ただ町有地でございますので、借用許可に難しい問題もあろうかと思えますが、出来るだけ皆さんの要望に応えるよう努力するつもりです。

(問)

前に木戸海岸の駐車場を野球場に考えているということであったが、北部林業でも現況とあまり変わらないまま適正管理してもらえればということ云々している。だから着工となるといくつかの問題があるにしても、町の努力で十分実現出来るものか考える。尾垂と木戸海岸については、関係者の陳情も出ている。日吉、南条地区は、土地所有者から借り受けるという形で新球場を建設することが出来ないか。

(答)

努力してみたいと思います。

